別紙

「平成29年3月27日
那須雪崩事故に対する要望」
に添付される別紙

那須雪崩事故遺族一同
平成30年3月16日提出

2017.3.27に発生した那須雪崩事故に関する関係者の処分

体罰での処分基準を照らし合わせると、事故を引き起こした当事者である登山専門部の主要役員の免職は免れることはないと考えられます。
また、事故結果の程度、保護者・生徒、地域社会に与えた影響を勘案すると管理監督者である教育委員会、各校校長に対しても相応の処分が下されるべきだと考えられます。

組織	結果	役職	非違行為	遺族が考える処分				県教委が下す処分				その処分に至った理由	遺族が考える処分に値する事態の例示
				免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告		
県教委	学校管理課の部活動において大事故に至った。栃木県下の高校に所属する生徒教員8名死亡重傷２名けが４０名。	教育長	安全軽視状態の部活動を長年にわたって放置。管理下にある高校、高体連に適切な指導を行わなかった。	○									
		教委スポ振課課長		○									
高体連	主催する安全講習会において大事故が発生。 栃木県下の高校に所属する生徒教員8名死亡重傷２名けが４０名。	高体連会長	主催者として、講習会の実施にあたり事故防止のための安全に配慮する措置を講ずるべきであったのに怠った。	○									

2017.3.27に発生した那須雪崩事故に関する関係者の処分

組織	結果	役職	非違行為	遺族が考える処分				県教委が下す処分				その処分に至った理由	遺族が考える処分に値する事態の例示
				免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告		
高体連登山専門部	主管する安全講習会において大事故が発生。 栃木県下の高校に所属する生徒教員8名死亡重傷２名けが４０名。	登山専門部部長	事故を起こさないように配慮する適切な措置を講ずる必要があった。当日の実施可否、内容確認を怠った。	○									
		登山専門部委員長	常習的に事前の安全に配慮した講習計画の策定や当日の基本的な安全確認を怠った。不適切な訓練実施判断/訓練内容で講習を実施した。	○									
		登山専門部専門委員			○								
		講習会講師１班	講師としての基本的な安全確認を怠り、雪崩発生の危険性の高い斜面に生徒を誘導した。	○									
		講習会講師２~5班	基本的な安全確認を実施せず、雪崩発生の危険性の高い斜面にて訓練を実施した。		○	○							
		各校顧問	安全確保について一定の責任を負う。自校の生徒の安全を確保する措置を講ずるべきであった。				○						

2017.3.27に発生した那須雪崩事故に関する関係者の処分

組織	結果	役職	非違行為	遺族が考える処分				県教委が下す処分				その処分に至った理由	遺族が考える処分に値する事態の例示
				免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告		
参加校	学校管理課の部活動において、所属する生徒７名、教諭１名死亡、重傷者２名。	大田原高校 校長	講習会の実施内容について把握せず、参加する教員に対して適切な指導・助言を与えることがなかった。		○								
	学校管理課の部活動において、所属する生徒・教諭４０名負傷。	参加各校 校長				○							

2010.3.27に発生した那須雪崩事故に関する関係者の処分

報告義務のある事故と非違行為を報告せず、隠ぺいして対策を怠ったことに対し、厳しい処分が下されるべきと考えられます。また、その悪質な隠ぺいを見抜けず、その体質を放置したことから管理監督者である高体連会長や参加校校長も処罰されるべきと考えられます。

組織	結果	役職	非違行為	遺族が考える処分				県教委が下す処分				その処分に至った理由	遺族が考える処分に値する事態の例示
				免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告		
高体連	講習会参加者数名が250m流下する雪崩に巻き込まれ、50~60m流され、全身が雪に埋もれた生徒もいた。県高体連や県教育委員会に報告すべき重大な事故であったにもかかわらず、その事実は隠蔽され、実質的な対策も行われなかった。	高体連会長	事故内容を把握せず、適切な安全指導を実施しなかった				○						
高体連登山専門部		登山専門部部長	事故内容を把握せず、適切な安全指導を実施しなかった		○	○							
		登山専門部委員長	事故発生の事実を隠蔽し、報告義務を怠った。基本的な安全確認を実施せず、不適切な訓練実施判断/訓練内容で講習を実施し、事故に至った。	○	○								
		登山専門部専門委員	事故発生の事実を隠蔽し、報告義務を怠った。		○	○							
参加校		参加各校校長	事故発生の事実を把握することなく、隠ぺいした顧問らへの指導監督に著しく適性を欠いていた。				○						

・栃木県教職員懲戒処分の基準

教員をはじめとする県職員の懲戒処分の標準的な処分量定については「栃木県教職員懲戒処分の基準」としてまとめられ、公開されています。
個別の事案の内容によっては、事例に掲げる量定以外とすることもあり得、事例として掲げられていない非違行為については事例に掲げる取り扱いを参考としつつ判断するものとするとあります。

・今回の雪崩事故での懲戒処分の考え方

今回発生した雪崩事故については、「雪崩が発生しやすい気候条件にもかかわらず基本的な安全確認を怠って講習を続行し、雪崩の発生条件の揃った危険な斜面に生徒を誘導した」という顧問教諭らの非違行為の結果、「生徒教員8名死亡・重軽傷者４０名」という重大で例を見ない事故が引き起こされました。
この件に関しては掲げられている事例を参考にしつつ、例をみない重大な結果の程度を勘案して懲戒処分を決定すべきであると考えられます。

また、2010年に発生した雪崩事故については検証委員会の報告書で述べられた通り報告義務がある重大な事故案件でした。報告義務を怠り、その後何の再発防止策も実施しなかったこの事案についても懲罰処分を検討すべき案件であると考えられます。

具体的な処分量定については体罰や飲酒運転の量定を参考にすべきと考えます。顧問が基本的な安全確認もないまま部活動を実施し、事故を引き起こしてしまうのは体罰で生徒に危害を加えたり飲酒運転で交通事故を起こすことと同類であると考えられると判断します。本人に安全意識があれば決して体罰や飲酒運転なんてしないのと同様に、安全確認もなしに部活動を実施することはないはずです。その上で「生徒教員8名死亡・重軽傷者４０名」という重大な結果を勘案し、処分の量定を決定すべきです。自ずと関係者には厳しい処分が下されるべきと思います。

加えて管理監督者についても厳しい処分が科されるべきと考えます。
今回の事故は「学校管理下にて発生した事故」「発生した原因は顧問教諭らの基本的な安全確認実施の怠慢」であり、学校、教育委員会、講習の主催者である高体連が責任を負うべきものです。また、今回の事故や７年前の雪崩事故の隠ぺいを見るにつけ、高体連や登山専門部の安全軽視の体質は長年培われたもので、この状態を長年放置した管理責任も問われるべきであると考えます。

事例に掲げられた処分では、管理監督者については停職以上の処分が記載されていません。しかし、今回の事故は学校管理下での事故であり、結果の重大性を勘案し、管理監督者にはそれ以上かそれを超える処分が相当であると考えられます。特に教育長、高体連会長においては長年の安全軽視を放置した責任を負うべきであると考えます。

参考とすべき懲戒処分の基準

飲酒運転での処分基準

結果	役職	非違行為	免職	停職	減給	戒告
ー	管理監督者	指導監督に著しく適性を欠いていた			○	○
		部下の非違行為を隠ぺいまたは黙認		○	○	
酒酔い運転をした	教職員	酒酔い運転をした	○			
人を死亡させるまたは重篤な傷害を負わせる		酒気帯び運転をした	○			
人に傷害を負わせる		酒気帯び運転をした 措置義務違反	○			
		酒気帯び運転をした	○	○		
物損事故		酒気帯び運転をした 措置義務違反	○	○		
酒気帯び運転		酒気帯び運転をした		○		
飲酒運転に同乗		飲酒運転であることをしりながら同乗、または運転することを知りながら飲酒を勧めた		○	○	○

飲酒運転以外での処分基準

結果	役職	非違行為	免職	停職	減給	戒告
人を死亡させるまたは重篤な傷害を負わせる	教職員	飲酒運転以外での交通事故 措置義務違反	○	○		
		飲酒運転以外での交通事故	○	○	○	○
人に傷害を負わせる		飲酒運転以外での交通事故 措置義務違反	○			
		飲酒運転以外での交通事故	○	○		
物損事故		無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反	○	○		
危険運転				○		

参考とすべき懲戒処分の基準

体罰での処分基準

結果	役職	非違行為	免職	停職	減給	戒告
ー	管理監督者	指導監督に著しく適性を欠いていた			○	○
		部下の非違行為を隠ぺいまたは黙認		○	○	
児童生徒に死亡又は重大な後遺症を残す負傷	教職員	体罰を加えた	○	○		
児童生徒に重傷を負わせる		体罰を常習的に行っていた	○	○		
		体罰の態様が特に悪質	○	○		
		体罰を加えた		○	○	○
児童生徒に軽傷を負わせる		体罰を常習的に行っていた		○	○	
		体罰の態様が特に悪質		○	○	
		体罰を加えた			○	○